

令和2年(行ツ)第28号外11件 選挙無効請求上告事件

令和2年(行ツ)第17号外1件 選挙無効請求上告事件

上告人(原審原告) 鶴本 圭子 外

被上告人(原審被告) 東京都選挙管理委員会 外

弁論要旨

2020(令和2)年9月30日

最高裁判所大法廷 御中

上告人(原審原告)ら訴訟代理人弁護士 久保利英明



1. 本件訴訟における原告の論理は民主国家のあるべき姿として単純且つ明解です。

民主国家日本の主権者は国民であり、国民の過半数が過半数の国会議員を選任する「人口比例選挙」が憲法の大原則と考えざるを得ません。

半数未満の国民が過半数の国会議員を選出し続けて、新憲法体制下で73年間継続しました。このような選挙制度は主権在民の背理であり、司法はこれを是正する義務があります。

2009年以來12年間にわたり、8回の選挙で私たちはこのことを主張してきました。

「主権」とは国政のあり方を最終的に決定する権力のことですから、主権が半数未満の国民に帰属するとなればその体制は「民主主義」とは言えません。

私たちは「人口比例選挙」の根拠を、①憲法56条2項(「出席議員の過半数で」「両院の議事を」決定すると定める)②憲法1条(「主権の存する日本国民」

と明定している) ③同前文第1項第1文冒頭(「日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」「主権が国民に存することを宣言」し、)に置き、統治論(国家の統治システムたるガバナンスが正統なものであるべきという論理)に依っています。この論理は憲法14条(法の下での平等)に立脚する人権論ではありません。国家の存立の基礎を定める国家統治の原理に基づく厳正なガバナンス論です。2017年7月19日の大法廷口頭弁論期日において、寺田逸郎裁判長と私の間でなされたやり取りは升永英俊弁護士の令和2年9月17日付け、口頭弁論の要旨に記載された通りです。国が一人一票同一価値の原理を否定するなら、半数未満の国民が過半数の国会議員を選出することの正統性を論理的かつ具体的に主張立証する責任があります。そして本法廷がその主張を認め、一人一票同一価値の原理を否定するなら、原告の主張を排斥する理由を明確に判決中に示すことが必要です。前回、平成29年7月19日の大法廷弁論の際の配布書面には、上告した2つのグループ共通で「投票価値の平等の観点から同改正法定数配分規定の憲法適合性が争われている」との記載がありました。

しかし、今回、最高裁広報課から傍聴人に配布された「選挙無効請求事件について」には、選挙無効の理由として「法の下での平等」との文言は見当たりません。

この記載を巡って、前述の寺田裁判長と私の問答が行われました。今回は最高裁が両グループの主張する選挙無効原因が異なることを理解されたとすれば、判決理由において、それぞれ明確に区別して判断されるべきと、主張します。

2. 参院選も衆院選もその一票の価値は同一であるべきです。

前回の大法廷判決の際は存在しなかった2000年(平成32年)大規模国勢調査も今月、実施されました。次回の衆院選挙ではその国勢調査に基づき、2016年改正法が定めたアダムズ方式による選挙が実施されるはずですが、現況での我々の試算によれば、衆院(比例区を含む)では国民の48.3%が全国会議員の過半数を選出します。小選挙区のみで見ても、我々が選挙無効訴訟を初めて提訴した

2009年の43.9%が、2022年以降は46.9%へと上昇します。しかし参院選挙区で見ると2010年の33.0%が2016年に40.8%となっただけで、衆院には遠く及びません。2018年に行われた参院定数改正は、立法府が大法院判決前に大見得を切った「**抜本の見直し**につき引き続き検討し**必ず結論を得る**」との改革決意とはかけ離れ、「抜本的な見直し」のなされない弥縫策に過ぎませんでした。

あまつさえ、2018年改正法は付則7条を削除し、立法府の決意は砂上の楼閣として幻影に終わりました。2017年大法院判決は裏切られ、「合憲」との判断だけが詐取されたのです。

参院選に関する2012年、2014年大法院判決はいずれも「参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難い」と明解に述べています。

その後の2017年大法院判決により、この判決が変更されたと理解することは到底出来ません。してみると、衆院ではアダムズ方式採用により国民の48.3%が国会議員の過半数を選定する状況になる予定に対し、参院選においては遥かに劣後していると言わざるを得ません。

3. 憲法論の最新教科書である佐藤幸治教授の2020年9月20日刊行の「日本国憲法論 [第2版]」は、2017年9月27日の参院選大法院判決における衆参の定数格差について、以下のように述べています。

「(この判決は) 3倍程度の格差でよいと受け止められる可能性がある。それは参議院が衆議院と同じような政治的基盤に立って同じような機能を果たそうとしているとの認識を前提にするのであれば、憲法解釈上受け入れられるものではない。」(450ページ)と断じています。その上で、「参議院の政治的比重が高まるにつれ」「大きな定数配分不均衡をかかえた参議院が大きな政治権力をもつ

ことは理解しにくいことである」と、参院の定数是正措置を含む組織面、手続面、機能面の検討を求めています。(485 ページ)

4. 結論

立法府の背信的法改正の後に施行された本参院選選挙は、2019 年大法院判決がなされた平成 27 年改正法附則が存した当時とは全く状況が変化した環境下で行われたものである。附則 7 条が削除された以上、立法府の定数是正の意気込みを示した「抜本的に見直し」をなすべきなのは平成 29 年（2017 年）合憲判決の方です。

司法は敢然として本件に選挙違憲無効の判決を下さなければ、その権威は守れず、主権者の信頼も確立することはできない。昨今の法曹志望者の減少（2020 年の司法試験受験者は 19 年の 4466 人から更に 3703 人に低落）の原因は、司法への関心と信頼感の低下に依るものとししか考えられない。司法の権威と尊厳を回復するために違憲無効判決こそが求められているのである。

以上